

公正取引委員会がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

平成29年3月22日
公正取引委員会

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成28年5月13日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、公正取引委員会が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

1. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、公正取引委員会本局及び地方事務所・支所の事務及び事業を対象とする。

2. 対象期間等

本計画は、2016年度から2030年度までの期間を対象とする。ただし、政府実行計画の見直しの状況等を踏まえ、2021年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。

3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、公正取引委員会の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減することを目標とする。また、中間目標として、2020年度までに10%削減を目指すこととする。

この目標は、公正取引委員会の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

4. 個別対策に関する目標

1. 公用車に占める次世代自動車の割合

2030年度までに、公用車のほぼ全てを次世代自動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、CNG自動車等）とすることに向けて努める。2020年度の中間目標として、公用車の5割程度を次世代自動車とすることに向けて努める。

2. 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を，2013年度比で，2020年度までに概ね15%以上削減することに向けて努める。

3. LED照明の導入割合

LED照明のストックでの導入割合を，2020年度までに50%以上とすることに向けて努める。

4. 用紙の使用量

用紙類の使用量を，2013年度比で，2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

5. 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を，2013年度比で，2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

6. エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等を使用する燃料の量を，2013年度比で，2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

7. 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を，2013年度比で，2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

5. 措置の内容

1. 建築物の管理等に当たっての配慮

(1) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 空調設備について，公正取引委員会で独自に調達又は更新する場合には，温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また，庁舎管理官庁に協力して，既存の空調設備についても，その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。
- ② 冷却性能の低下等の異常が認められた場合，冷媒の漏洩の可能性があるため，速やかに庁舎管理官庁に連絡をし，補修その他の必要な措置を講ずる。

(2) 冷暖房の適正な温度管理

- ① 庁舎管理官庁に協力して，庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度，暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
- ② コンピューター室の冷房については，コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

(3) 水の有効利用

- ① 庁舎管理省庁に協力して、節水トイレの設置に努める。
- ② 庁舎管理省庁に協力して、給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置するよう努める。

2. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 次世代自動車の導入

次世代自動車の導入に係る目標の達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 更新時にあわせて計画的に次世代自動車を導入する。
- ② 次世代自動車への買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

(2) 自動車の効率的利用

公用車で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

ア 公用車等の効率的利用等

- ① 車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- ② アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ③ 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載機を積極的に活用する。
- ④ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ⑤ 夏期におけるカーエアコンの設定温度を1度アップする。
- ⑥ ガソリンを満タンにしない。
- ⑦ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。
- ⑧ 毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する霞が関ノーカーデーを実施する。
- ⑨ タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- ⑩ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

イ 公用車の台数の見直し

公用車の使用実態等を精査し、適正な台数を保有する。

(3) 自転車の活用

霞ヶ関及び地方事務所・支所所在地における自転車の積極的な活用を図る。

(4) 小売電気事業者との契約

庁舎管理官庁に協力して、庁舎の使用電力購入に際して、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い電気小売事業者の選択を極力図る。

(5) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア LED照明の導入

庁舎管理官庁に協力して、LED照明のストックでの導入割合に係る2020年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 庁舎の新築・改修時には、原則としてLED照明を導入する。
- ② 既存照明の更新時には、以下のとおりとする。
 - ・設置・更新後15年を経過している照明については、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
 - ・LED照明及びHf蛍光灯以外の照明機器（FL蛍光灯等）は、LED照明への交換による費用削減効果及び省エネ効果が極めて大きいことを踏まえ、2015年度時点で設置後15年以上経過していないものも含め、執務室及び照明の使用形態が執務室と同様の場所において、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
- ③ ①及び②のLED照明導入の際には、原則、調光システムを併せて導入する。
- ④ 既存照明の入替え時については、リース方式により契約を行うなど、費用の平準化を図る。なお、リース方式による場合にも、調光システム付きのものを採用する。
- ⑤ ②以外の既存照明については、2020年度の政府実行計画の見直しの際に定められる方針に基づき切替えを行うこととする。

イ 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器等について、買換え等に当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

ウ 節水機器等の導入等

庁舎管理官庁に協力して、現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

(6) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減に係る2020年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① コピー用紙、罫紙、伝票等の用紙類の年間使用量について、各部局単位などで把握し、管理し、削減を図る。
- ② 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ③ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。

- ④ 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。
- ⑤ 内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用、再生利用の徹底を図る。
- ⑥ 情報の電子的共有によるペーパーレス化を図る。
- ⑦ 身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理し、ペーパーストックのスマール化を図る。
- ⑧ 使用済み用紙の裏紙使用を図る。
- ⑨ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
- ⑩ 電子決裁の推進を図る。

(7) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

ア 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、罫紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努める。

イ 合法木材、再生品等の活用

合法性が証明された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品の使用に努める。

(8) H F C等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア H F Cの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 庁舎の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、H F Cを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ フロン類の排出の抑制

庁舎管理官庁に協力して、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、点検や機器の更新を行うこと等により、使用時漏えい対策に取り組む。

(9) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する

る情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。

- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。

イ 製品等の長期使用等

- ① 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ② 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際は、これらの修繕に努め、再使用を図る。
- ③ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を促すとともに、設置台数の減少など適正な配置に努める。

エ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

事務所の単位面積当たりの電気使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 庁舎管理官庁に協力して、庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。（再掲）
- ③ コンピュータ室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。（再掲）
- ④ 夏季における執務室での服装について、「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、「ウォームビズ」を励行する。
- ⑤ 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。
- ⑥ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間におけ

る照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。

- ⑦ 廊下等での自然光の活用を図る。
- ⑧ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底する。
- ⑨ 庁舎管理官庁に協力して、庁舎に、施設規模等に応じてCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入するよう努める。
- ⑩ 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ⑪ 照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底する。

イ 庁舎における節水等の推進

事務所の単位面積当たりの上水使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 庁舎管理官庁に協力して、家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進める。
- ② 庁舎管理官庁に協力して、必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
- ③ 庁舎管理官庁に協力して、水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ④ 庁舎管理官庁に協力して、水漏れ点検の徹底を図る。
- ⑤ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。

(2) ごみの分別

- ① 各階ごとの廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ② 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3) 廃棄物の減量

- ① 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ② 紙の使用量の抑制を図る。(再掲)
- ③ 各階ごとの廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。(再掲)
- ④ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。(再掲)
- ⑤ シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ⑥ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑦ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑧ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

4. ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの配慮

- ① 水曜日・金曜日の定時退庁日、完全定時退庁日など計画的な定時退庁の実施によ

る超過勤務の縮減を図る。また、17時15分以降の会議の開催は自粛する。

- ② 有給休暇の計画的消化の一層の徹底や、事務の見直しによる夜間残業の削減を図る。
- ③ テレワークの推進を図る。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① イン트라ネット等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ② 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

6. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・評価・点検は、「公正取引委員会地球環境問題対策推進委員会設置要領について」(平成17年事務総長通達第17号)に基づき設置されている、公正取引委員会地球温暖化対策推進委員会(以下「委員会」という。)において実施するものとする。

- (1) 委員の構成
 - (委員長) 官房総括審議官
 - (委員長代理) 官房総務課長
 - (委員) 官房人事課長, 官房国際課長, 経済取引局総務課長, 経済取引局取引部取引企画課長, 審査局管理企画課長, 審査局犯則審査部第一特別審査長, 官房総務課会計室長
- (2) 本計画の推進, 評価及び点検の管理総括は委員長が行う。
- (3) 委員会は, 本計画の推進, 評価及び点検を実施する。
- (4) 委員会事務局は, 適宜, 電力・ガス・燃料等の使用量をもとに, 本計画の進捗状況を把握し, 委員会に報告するとともに, 必要に応じ, メール等にて職員に周知する。
- (5) 委員長は, 本計画の目標達成の見込みを踏まえ, 必要に応じ, 設備改修等のハード対策の追加を行うとともに, 各部局にソフト対策の強化を指示する。
- (6) 委員会事務局は, 官房総務課会計室において行う。

7. 組織・施設ごとの温室効果ガスの排出削減計画

【省全体】

公正取引委員会温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	43,034	43,928	36,579	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	1,136,843	1,204,782	1,023,159	-10%
電気	kg-CO2	811,140	884,117	730,026	-10%
(電気使用量)	kWh	2,023,620	2,007,528	1,821,258	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378/0.516/ 0.514/0.600/ 0.612/0.688/ 0.700	0.389/0.423/ 0.491/0.513/ 0.522/0.591/ 0.678/0.699	0.324/0.373/ 0.475/0.560/ 0.599/0.656/ 0.680	固定
電気以外	kg-CO2	325,703	320,666	293,133	-10%
その他		0	0	0	-
合計		1,179,877	1,248,710	1,059,738	-10%

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車に占める次世代自動車の割合	%	45	45	50	
公用車の燃料使用量	GJ	604	617	514	-15%
用紙の使用量	t	72	76	65	-10%
事務所の単位面積当たりの電気使用量	kWh/m ²	169	168	152	-10%
エネルギー供給設備等における燃料使用量	GJ	6,447	6,336	5,802	-10%
事務所の単位面積当たりの上水使用量	m ³ /m ²	0.93	0.96	0.84	-10%

【本局】

公正取引委員会本局温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	34,145	32,742	29,023	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	950,656	994,053	855,590	-10%
電気	kg-CO2	666,566	723,152	599,910	-10%
(電気使用量)	kWh	1,763,401	1,709,579	1,587,061	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.423	0.378	固定
電気以外	kg-CO2	284,090	270,901	255,681	-10%
その他		0	0	0	0
合計		984,800	1,026,795	884,613	-10%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入の推進
- ② 次世代自動車の導入と公用車の効率的な運用
- ③ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ④ 用紙類の使用量の削減

【地方事務所・支所全体】

公正取引委員会地方事務所・支所温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	8,889	11,186	7,556	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	186,188	210,729	167,569	-10%
電気	kg-CO2	144,575	160,964	130,118	-10%
(電気使用量)	kWh	260,219	297,949	234,197	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378/0.514/ 0.516/0.600/ 0.612/0.688/ 0.700	0.389/0.491/ 0.513/0.522/ 0.591/0.678/ 0.699	0.378/0.514/ 0.516/0.600/ 0.612/0.688/ 0.700	固定
電気以外	kg-CO2	41,613	49,765	37,452	-10%
その他		0	0	0	-
合計		195,076	221,915	175,125	-10%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入の推進

- ②次世代自動車の導入と公用車の効率的な運用
- ③超過勤務の縮減などの省CO₂にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ④用紙類の使用量の削減

○推進体制

1. 地方事務所・支所の推進体制

- ① 対策の実施責任者は、官房総括審議官とする。官房総務課会計室長は、これを補佐する。
- ② 官房総務課会計室長は、地方事務所・支所の温室効果ガス排出量及び目標達成見込みを把握して、公正取引委員会地球問題環境推進委委員会に報告するとともに、地方事務所・支所にフィードバックする。

2. 各地方事務所・支所の推進体制

- ① 対策の実施責任者は、地方事務所長又は支所長とし、対策の徹底を図るため地方事務所又は支所内の課長で構成される委員会を設置する。
- ② 地方事務所・支所総務課において、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、官房総務課会計室長及び①の委員会に報告するとともに、必要に応じ、メール等にて所内職員全員に周知する。
- ③ 地方事務所長及び支所長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、所内関係課にソフト対策の強化を指示する。